

住民参画による

ふれあいネットワーク

人にやさしい 福祉のまちづくりプラン



第3次門川町地域福祉活動計画

平成24年2月



社会福祉法人 門川町社会福祉協議会

第1章 計画の概要

1. 計画の名称

この計画は『第3次門川町地域福祉活動計画』（通称：「やすらぎと生きがいのある福祉のまちづくりプラン」）とします。

2. 計画の期間

この計画は平成23年度から平成27年度までの5ヵ年計画とします。

3. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化や核家族の進行、個人の価値観の多様化等により、地域の相互扶助機能の弱体化が指摘されるなど、福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

門川町社会福祉協議会では平成6年12月に「第1次門川町地域福祉活動計画」、平成17年3月に「第2次門川町地域福祉活動計画」を策定しています。なお、門川町が同時期に「地域福祉計画～かどがわ福祉プラン～」を策定し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容を共有化し相互に支援する施策を盛り込むなど、常に連動していく事を基本にして、公私協働の地域福祉を推進してきました。

そのような中、平成23年4月現在、門川町では人口約2万人の内約5千人が高齢者であり、門川町の4人にひとりとなっています。さらに、その内1000人近くの方がひとり暮らしをしています。また、家族や地域から孤立する人や、急激な経済情勢の悪化による失業者の増大や生活不安の広がりなど、何らかの支援を必要とする人も増加しています。

ひとり暮らし高齢者の増加や少子化が進行するなかで、児童や高齢者に対する虐待や孤独・孤立による自殺、孤独死の問題が全国的にも問題となっています。門川町でも同じような課題が見受けられるとともに、災害時における対応など新たな福祉課題も顕在化してきています。

このため門川町社会福祉協議会では平成23年度からの新たな5ヵ年計画を策定することにしました。

4. 計画の位置付け

地域福祉計画は地方自治法第2条第4項に規定された市町村基本構想や市町村基本計画をふまえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであり、かつ地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関連するさまざまな計画や施策を総合的・一体的に定める計画となります。

地域福祉活動計画は社会福祉協議会などが呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互

協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画、両計画は地域福祉の推進を目指すものであり、地域の構成員の参加を得ながら地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを位置づける必要があることから、両計画の策定にあたっては、内容を一部共有したり策定過程を共有する等相互に連携することが重要となります。

本計画は、第5次門川町長期総合計画「日本一住みよい門川町」のうち、「福祉・健康のまちづくり」に基づくもので、「門川町地域福祉計画～かどがわ福祉プラン～」と内容を共有させ、すべての住民を対象にした「住民の福祉活動計画」として位置付けます。



(行政計画と活動計画の関係性)

年度	H6	H11	H16	H21	H22	H23	H27
第1次地域福祉活動計画	○	○					
第2次地域福祉活動計画			○	○			
第3次地域福祉活動計画						○	○
(門川町地域福祉計画)			○	○	○	○	○
(第5次門川町長期総合計画)						○	○

5. 本計画改訂の主なポイント

- 1) 地域住民・学校・福祉団体・ボランティア団体・福祉サービス利用者等に対して、アンケート調査やヒヤリングを行い、その結果を解析し、町民が望む福祉活動・事業を計画しました。
(アンケート)
地域福祉に関する意識調査及び在宅利用者アンケート（調査報告書）
(平成21年3月作成)
- 2) 社会福祉協議会が提供している各種事業活動および介護保険事業・町委託事業の評価や課題の整理を行ない、改善また新規事業として計画しました。
- 3) 本計画は、自助活動にあたる「個人・家族でできること」、共助活動にあたる「地域でできること」、住民活動の支援にあたる「社会福祉協議会でできること」の構成にしています。なお、基本目標については、各地区で現在、取り組んでいる活動を基本として構成しています。
- 4) 地域住民だけでは対応できない課題について、行政や社会福祉協議会等の専門機関が支援していくよう計画しています。
- 5) 「第2次地域福祉活動計画」策定移行に新たに追加された制度・事業等については新規事業として計画しています。

6. 地域福祉を推進する上で考えられる課題

(基礎資料)

地域福祉に関する意識調査及び在宅利用者アンケート（調査報告書）

福祉推進委員長および民生委員児童委員等との意見交換会

I 地域福祉に関する意識調査

【課題としてあげられているもの】

- ・福祉に関する情報の発信や相談窓口に関すること
- ・移動や買い物支援に関すること
- ・地区会の加入や地区の回覧の方法に関すること
- ・子どもの安全や遊び場に関すること
- ・災害への取り組み
- ・町民のボランティア活動に関する取り組み

【集計一覧】

対象者 \ 課題	情報発信	移動	バリアフリー	子どもの遊場	買物	地区会の加入
一般アンケート	○	○			○	○
障がい児・者アンケート	○	○	○			
子育てアンケート	○	○	○	○	○	○
学校アンケート	○	○	○	○		

対象者 \ 課題	相談窓口	災害への取組	子どもの安全	Voポイント	地区の回覧	Vo活動
一般アンケート	○	○		○	○	
障がい児・者アンケート	○	○				
子育てアンケート			○			
学校アンケート						○

II 団体ヒアリング

【課題としてあげられているもの】

- ・福祉に関する情報の発信に関すること
- ・移動や買い物支援に関すること
- ・地区会の加入や地区の回覧の方法に関すること
- ・子どもの安全や遊び場に関すること
- ・災害への取り組み
- ・町民のボランティア活動に関する取り組み

課題 団体名	会員が 増えない	情報 発信	災害への 取組	地区・住 民の協力	移動	子育て支援 V o
ボランティア連協	○	○	○	○		○
在宅介護者の会 ほのぼの会	○				○	
民生委員児童委員 協議会		○	○			
門川町高齢者クラブ	○	○		○	○	○

課題 団体名	地域の 拠点	子ども のV o 活動支 援	緊急時 の連絡	団体の 自立	会員の 資質向 上	情報の 共有	会員の 高齢化
ボランティア連協	○	○					○
在宅介護者の会 ほのぼの会			○	○			
民生委員児童委員 協議会					○	○	
門川町高齢者クラブ							○

Ⅲ 第2次門川町地域福祉活動推進計画の評価からの課題(小地域ネットワーク活動関係)

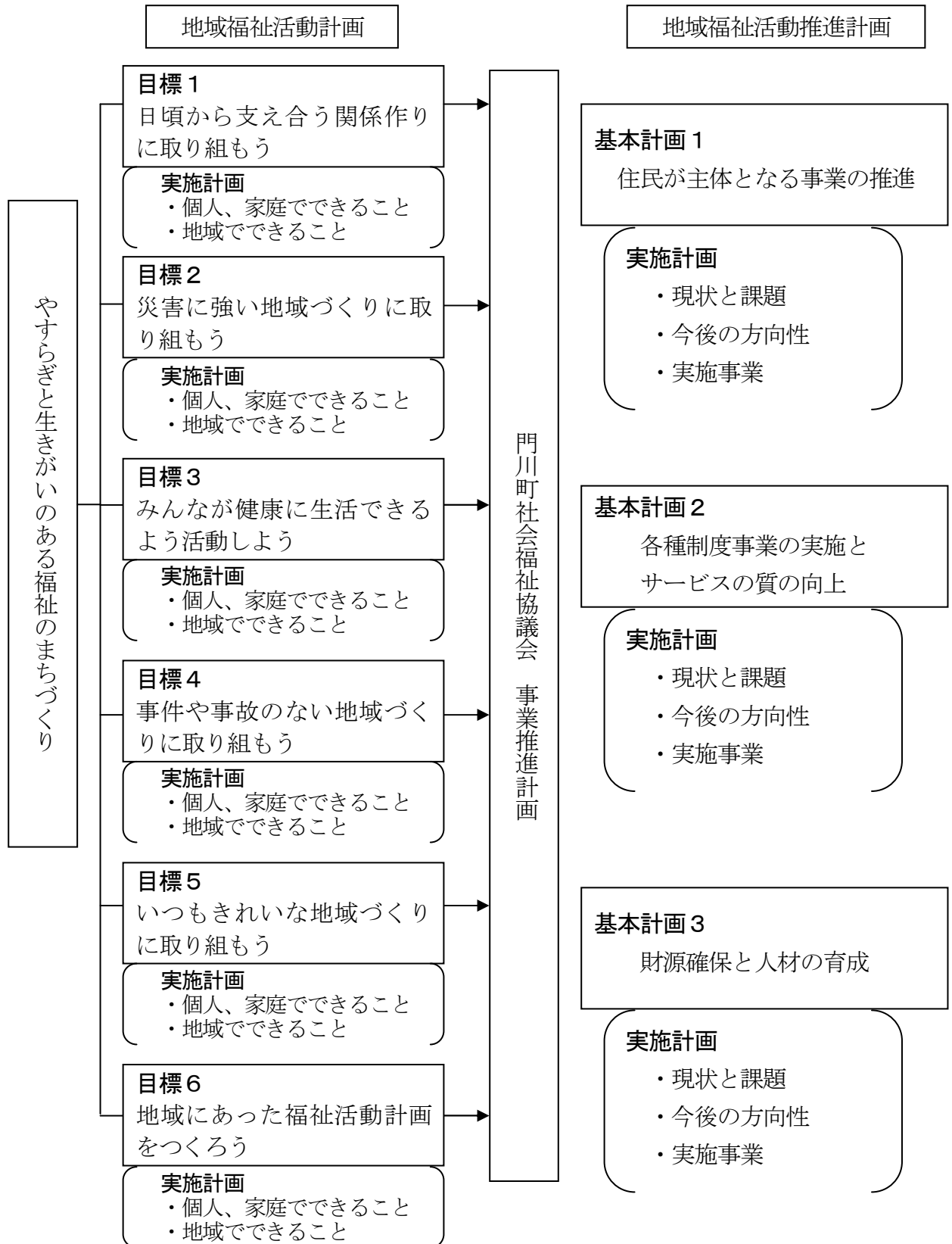
【課題としてあげられているもの】

- ・福祉に関する情報の発信に関すること
- ・地域福祉活動者の育成に関すること
- ・地域福祉活動者の不足と高齢化に関すること
- ・地区活動の活性化に関すること

活動 \ 課題	情報の 発信	活動者の 研修	リーダーの 育成	活動者の 高齢化	活動の活性 化支援
地域での見守り活動	○	○	○	○	○
地域での交流活動	○	○	○	○	○
ネットワークの形成	○	○	○		
ボランティア活動	○	○	○	○	
災害への取組み	○	○	○		
防犯への取組み (子ども見守り)	○	○	○	○	○
地区単位での地域福祉 活動計画	○	○	○		
困難ケースの対応 (虐待、ひきこもり)	○	○	○		

第2章 目標と実施計画

住民自らが自立し、『安心して暮らせるまちづくり』を目指して、住民主体の活動の充実と公的福祉サービスの協働が図れるような計画づくりを行ないました。



1. 基本理念

『やすらぎと生きがいのある福祉のまちづくりプラン』

2. 目標と実施計画

目標1 『日頃から支え合う関係づくりに取り組もう』

現在、地域のつながりは希薄化していると言われておりますが、高齢者の孤立死・孤独死など新たな社会問題となっています。『向こう三軒両隣』ということばがありますが、日頃からの見守り活動を基本として日常的な支えあい活動に取り組んでいきましょう。

実施計画

個人・家庭でできること

- ・地区の自治会に加入しましょう。
- ・地区の行事に積極的に参加しましょう。
- ・非常時のみに他人に頼ってもうまくいきません。

日頃からの関係を大切にして普段から『助けられ上手』になりましょう。



地域でできること

- ・身近に相談できる関係を作りましょう。
- ・日頃から地域での見守り活動に取り組みましょう。
- ・高齢者や障がい者に対する簡易なサービス（ゴミだし、買い物）などの助け合い活動に取り組みましょう。
- ・交流ができる拠点づくりに努めましょう。

（公民館活動の活性化、空き家・空き店舗活用、自宅開放）

- ・回覧板を有効活用していきましょう。（手渡しをするなど）



重点活動

- ・見守り活動の充実に取り組めます。

目標2 『災害にも強い地域づくりに取り組もう』

口蹄疫被害、新燃岳噴火、東日本大震災などの各種災害により地域でのつながりの重要性が見直されています。災害において一番大切なのは、まずは自分の命は自分で守るという意識をもち日頃から備えておくことですが、それでも災害時は個々の力では解決できないことがたくさん起こります。

有事の際にも支えあえるよう日頃からの訓練・話し合い・備えをしておきましょう。



実施計画

個人・家庭でできること

- ・日頃から災害に関する情報を集めましょう。
- ・日頃から災害について話しあいましょう。
- ・非常食、水など日頃の備えをしましょう。
- ・災害が起こったらすぐにテレビやラジオで情報を得ましょう。
- ・災害が起こったら、とにかく安全を確保しましょう
(とにかく逃げる。窓を開ける。外に逃げるなど)



地域でできること

- ・地区で災害について話し合う機会をつくりましょう。
- ・地区で災害弱者（高齢者、障がい者、子ども）を把握しましょう。
- ・地区で定期的に防災訓練をしていきましょう。
- ・自主防災組織づくりに努めましょう。



重点活動

災害弱者（高齢者、障がい者、子ども）を含めた防災訓練に取り組みましょう。

目標3 『みんなが健康に生活できるよう活動しよう』

日頃から支えあう関係づくりを進めるには、まずは健康であることが重要になります。健康に対する意識を高め、健康に関する学習・活動に取り組むことが重要になります。健康づくり・介護予防は、よいことと分かっていますが、仲間がいればもっと楽しく健康づくりに取り組むことができます。地域で健康活動に取り組んでいきましょう。

実施計画

個人・家庭でできること

- ・健康に関する学習をしましょう。
- ・健康に関する活動に積極的に参加しましょう。
- ・趣味を見つけて参加しましょう
- ・ボランティア活動に取り組みましょう。

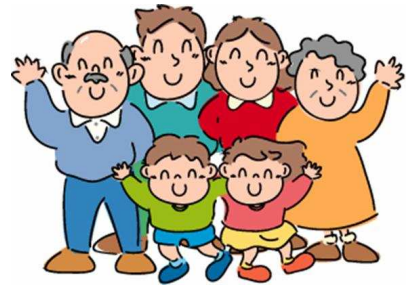


地域でできること

- ・地区で高齢者に関する健康活動を実施しましょう。
- ・「いきいき百歳体操」を地区で広めましょう。
- ・地区で趣味の集まりを開催しましょう。
- ・健康活動は複数あっても構いません。年齢別や内容別など対象者を変えた集まりを作りましょう。(公民館での交流活動、スポーツ活動、ウォーキングなど)

重点活動

- 「いきいき百歳体操」を実践しましょう。
- 「卓球バレー」を実施しましょう。



目標4 『事件や事故のない地域づくりに取り組もう』

社会経済状況の変化や地域のつながりの希薄化、孤立の問題等により消費生活詐欺、不審者による声かけ事案、虐待など様々な課題が地域での問題となっています。しかし、地域のつながりを強くすることで犯罪を減らすことができます。また、交通事故による死亡・負傷は毎年出ている状況は変わりません。犯罪や事故が起こらない地域づくりを進めていきましょう。

実施計画

個人・家庭でできること

- ・まずは事故や犯罪から自分を守る気持ちを持ちましょう。
- ・事故や犯罪に遭わないように学習をしていきましょう。
(消費者問題研修、交通安全研修など)
- ・地区の防犯活動などに協力しましょう。



地域でできること

- ・地区住民で子どもを守る活動を進めましょう。
- ・地区住民で防犯に関する取り組みを行いましょう。
- ・地区で防犯や交通安全の研修会を開催しましょう。
- ・地区で地域の安全点検（バリアフリーも含め）を行ないましょう。

重点活動

- ・地区で防犯や交通安全の研修会を開催しましょう。



目標5 『いつもきれいな地域づくりに取り組もう』

地域福祉を推進するなかで、環境美化活動を通して地域のつながりを強めることができます。例えば、地区のゴミステーションについて意見交換会をすることで地域の活動が大きく変化したという事例もあります。環境美化活動を通して地域のつながりを強めましょう。

実施計画

個人・家庭でできること

- ・ゴミを少なくする活動を行ないましょう。
- ・リサイクル活動に取り組みましょう（空き缶、ペットボトルリサイクル）。
- ・地区の環境美化活動に参加しましょう。



地域でできること

- ・ 地区で環境美化やリサイクル活動に関する話し合いをしましょう。
(花植え、ゴミステーションの問題など)
- ・ 地区で環境美化に関する取り組みを行いましょう。
- ・ 地区で環境美化やリサイクルに関する研修会を開催しましょう。

重点活動

- ・ 地区の環境美化活動に参加しましょう。



目標6 『地域に合った福祉活動計画をつくろう』

各地区それぞれが住みやすい地区になるよう活動をしています。やはり地区住民が自分の地区について希望や目標を持つことは大切です。また、自主防災組織づくりを目指すのであれば、年単位の計画は大切です。その地区に合った活動計画づくりに取り組みましょう。

実施計画

個人・家庭でできること

- ・ 自分の理想の地区を考えてみましょう。
- ・ 地区の計画づくりに参加しましょう。



地域でできること

- ・ 理想の地区についてみんなで話し合いましょう。
- ・ 話し合ったことを計画書にしてみましょう。

重点活動

- ・ 自主防災組織づくりに取り組みましょう。
- ・ 地域での見守り体制を構築しましょう。



第3章 門川町地域福祉活動推進計画

門川町地域福祉活動計画を実現するために、門川町地域活動推進計画（門川町社会福祉協議会事業推進計画）を策定します。

門川町地域福祉活動計画の6つの柱に対し各事業を実施していきますが、次の項目を重点目標として事業に取り組みます。

平成21年3月に実施した「地域福祉に関する意識調査及び在宅利用者アンケート（調査報告書）」にあげられた課題を整理し、門川町社会福祉協議会の平成23年度から27年度までの5年間の推進項目を掲げます。

基本計画1 住民が主体となる事業の推進

- 実施計画1 相談窓口の周知・情報の発信
- 実施計画2 地域の見守り・交流活動支援
- 実施計画3 生きがづくり・介護予防事業の推進
- 実施計画4 住民主体のボランティア活動の推進
- 実施計画5 関係機関・団体とのネットワーク形成
- 実施計画6 住民の安全を守る活動支援
- 実施計画7 相談体制の充実と権利擁護・低所得者支援
- 実施計画8 地区ごとの計画作成支援

基本計画2 各種制度事業の実施とサービスの質の向上

- 実施計画1 各種制度事業の実施
- 実施計画2 質の高いサービスの提供

基本計画3 人材の育成と地域福祉財源の確保

- 実施計画1 人材の育成と事務局体制の充実
- 実施計画2 情報公開と苦情対応の充実
- 実施計画3 地域福祉財源の確保
- 実施計画4 行政、関係機関への提言

基本計画 1 住民が主体となる事業の推進

住民活動が目標と計画を立て地域福祉を推進するには、住民が活動しやすい体制および環境づくりを進めていくことが大切です。

住民活動でもっとも重要な見守り活動ですが、地区福祉推進委員がどのように実施していくかなどの基本的な情報が周知されていません。

また、ボランティア活動を進める上でも、門川町のボランティア活動の方向性をしっかりと見据えていく組織が必要となります。

住民が地域福祉推進の主体となることは当然ですが、そのことを実現するために様々な支援を行います。

(基本計画 1 の構成)

- 実施計画 1 相談窓口の周知・情報の発信
- 実施計画 2 地域の見守り・交流活動支援
- 実施計画 3 生きがいづくり・介護予防事業の実施
- 実施計画 4 住民主体のボランティア活動の推進
- 実施計画 5 関係機関・団体とのネットワーク形成
- 実施計画 6 住民の安全を守る活動支援
- 実施計画 7 相談体制の充実と権利擁護・低所得者支援
- 実施計画 8 地区ごとの計画作成支援

実施計画 1 相談窓口の周知・情報の発信

住民がどのような課題を抱えているのか、どのような情報を知りたいのかをしっかりと把握することから住民活動支援が始まります。社会福祉協議会が持っている相談機能を住民に分かりやすく発信していきます。

現状と課題

本会では社協だよりを月1回発行するとともに、社協事業や各種研修会などの福祉情報の提供を地区掲示板や班回覧などの協力を得て行っています。しかし、住民から、どこに相談すればよいか分からない、また、福祉に関する情報や知識を得たいが、どのように取得すればよいか分からないとの意見を聞きます。定期的に、そして繰り返し、社協の相談窓口の周知と福祉情報の提供を図る必要があります。

今後の方向性

- 相談窓口を住民に分かりやすく伝える広報活動
- 定期的で継続的な福祉情報の発信

実施事業

- 1 相談窓口を住民に分かりやすく伝える広報活動
 - ・社協パンフレットの作成
 - ・ボランティア活動ポスターの作成
 - ・町内掲示板（地区・企業・学校・施設等）の活用促進

- 2 定期的で継続的な福祉情報の発信
 - ・社協だよりの発行
 - ・ホームページの開設

実施計画2 地域での見守り・交流活動支援

地域福祉の推進は「地区活動」が基本となります。「地区活動」は各地域における見守り活動が中心となります。民生委員児童委員や地区福祉推進委員の見守り活動はもちろんですが、福祉活動関係者のみの活動に限らず、隣近所の助け合いを基本とした地区活動の推進に努めるとともに、各地区のサロン活動等の活性化に取り組みます。

現状と課題

小地域活動（ネットワーク活動）は平成6年にスタートしました。各地区の活動は会議と見守り活動と交流活動が基本となっており、地区の実情に沿った活動を進めていますが、改めて見守り活動の重要性を伝える必要が出てきています。さらに、地区福祉推進委員が高齢化してきている地区もあり、幅広い人材育成が求められているとともに、民生委員児童委員や地区福祉推進委員に限らず、地域住民に対する小地域活動（ネットワーク活動）の周知が重要となってきました。

また、日々変わる住民ニーズの変化を捉え、そのニーズに対応した事業の見直しや改善も求められています。

今後の方向性

- 住民による見守り活動を中心とした小地域活動（ネットワーク活動）の充実
- 住民相互の助け合いの充実を図る活動
- 住民ニーズの変化に対応する事業の展開

実施事業

1 地区福祉推進委員の設置と地区福祉推進委員の資質の向上

- ・地区福祉推進委員の設置
- ・地区福祉推進委員長会の開催
- ・ブロック別地区福祉推進委員研修会の開催
- ・新任地区福祉推進委員研修会の開催
- ・見守り活動マニュアルの作成
- ・サロンマニュアルの作成
- ・サロンリーダー研修の開催

2 地区福祉推進委員会活動の活性化につながる事業の推進

- ・緊急連絡票の検討と実施
- ・地区福祉推進委員座談会の開催
- ・活動費の助成（地区福祉推進委員会、地区自主活動、年末年始活動）
- ・視察研修等情報の収集と提供

3 住民の福祉意識を高める活動

- ・社協だよりの発行（月1回）
- ・門川町福祉推進大会、門川町保健福祉大会（門川町主催）の開催
- ・福祉ふれあい祭りの開催

4 住民相互のたすけあい活動の推進

- ・健康体操（いきいき百歳体操）の普及
- ・卓球バレーの普及促進
- ・他地区サロンとの交流活動支援
- ・地区サロン活動のフォローアップ
- ・外出支援サービスの実施
- ・住民参加型在宅福祉サービスの実施

5 住民ニーズに応える社協事業の見直しと改善

- ・社協地域福祉事業検討委員会の設置と開催
- ・まちなか交流事業の検討と実施
- ・年次の重点目標の設定
- ・第4次地域福祉活動計画の策定

実施計画3 生きがづくり・介護予防事業の推進

地域福祉を推進するためには、住民が主体となり福祉活動を進めていくことが大切になります。そして住民が福祉活動に取り組むためには、まずは、自らが健康で生きがいある生活をしていくことが重要になってきます。そのためにも、住民自らが健康で生きがいある活動に取り組めるよう地域活動の活性化を支援していきます。

現状と課題

平成18年度の介護保険の改正時に介護予防が重視され、介護予防教室やパワーリハビリなどの事業を実施し、地区活動も含め介護予防を推進してきました。

しかし介護予防は、元気な内から取り組むことや若い内から取り組むことが周知されていないのが現状です。

また、町民の生きがづくり・健康活動に関する意識や地区交流活動の課題などが十分に把握できておらず、さらに、障がい者に対しては課題の把握が不十分であると感じています。

今後の方向性

- 介護予防に関する情報の提供や課題の把握
- 地区での介護予防活動の活性化支援
- 障害者の生きがづくりや社会参加の促進

実施事業

1 介護予防に関する情報の提供、課題の把握

- ・介護予防に関する情報の提供（社協だより、介護予防教室）
- ・介護予防に関する研修会の実施
- ・介護予防に関するニーズ調査の実施
- ・サロン活動のニーズ調査の実施

2 地区での介護予防活動の活性化支援

- ・他地区サロン活動の交流活動支援
- ・地区サロン活動のフォローアップ
- ・生き生き高齢者を増やす活動
- ・サロン人材バンクの検討と実施
- ・健康体操の普及（いきいき百歳体操）
- ・卓球バレーの普及促進
- ・パワーリハビリ室の地域への開放
- ・高齢者スポーツ活動助成の実施

- ・料理教室の開催
- ・口腔ケア体操の普及促進（いきいき噛み噛み体操）

3. 障害者の生きがいつくりや社会参加の促進

- ・『障がい者の理解』に関する研修会の開催
- ・障がい者団体行事等の活動費支援
- ・障がい者団体との意見交換
- ・障がい者等交流の事業の実施

実施計画4 住民主体のボランティア活動の推進

ボランティアとは、自発性または自主性、善意性、無償性、先駆性ならびに自己犠牲を伴うものです。住民一人ひとりの自発的な意志にもとづき、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動などに携わることです。

門川町のボランティアセンターは、地域で起こる様々な生活課題に対し住民の活動で解決することができるようボランティア活動の推進を目指します。

現状と課題

平成7年に門川町のボランティア連絡協議会が設立され、平成23年4月現在で登録団体は17団体、会員数392名となっています。

人口2万人の約2%の加入状況であり、多くの団体が会員の高齢化という悩みを持っています。現在、門川町のボランティア活動はボランティア連絡協議会を中心に進められていますが、学生や企業ボランティアを含め、町民に対する門川町全体のボランティアの方向性を考える組織が求められています。また、町民すべてに対するボランティア意識を高める活動と災害に対するボランティア活動の見直しも求められています。

今後の方向性

- ボランティア意識の高揚と活動者の増加
- 地域課題の解決に取り組むボランティア活動・福祉教育の推進
- 災害復旧ボランティア活動の推進

実施事業

1 ボランティアセンターの設置と機能強化

- ・ボランティアセンター運営委員会の設置と開催
- ・ボランティアのニーズ調査とメニューの開発
- ・個別ニーズに対するボランティア活動の充実
- ・ボランティア需給・調整関連書類の見直し
- ・ボランティア講師・活動者一覧の作成

2 ボランティア活動者の発掘

- ・学生ボランティアの発掘
- ・企業ボランティアの発掘
- ・地域ごとのボランティア活動者の発掘
- ・シニアボランティアの発掘
- ・福祉施設に対するボランティア活動の働きかけ

- ・趣味を生かしたボランティアの発掘

3 ボランティア活動の活性化につながる事業の推進

- ・ボランティア連絡協議会の事務局運営
- ・ボランティア関連研修会の開催
- ・ボランティアセンター便りの発行
- ・ボランティア活動パンフレットの作成
- ・ボランティア活動の紹介
- ・ボランティア活動の表彰推薦（門川町保健福祉大会など）

4 福祉教育の推進

- ・社会福祉普及推進校の指定
- ・社会福祉普及推進校連絡会の開催
- ・福祉教育に関するニーズ調査とメニューの開発
- ・福祉教育に関する情報の整理と提供
- ・福祉教育に関する活動費の助成

5 災害復旧ボランティア活動の充実

- ・防災ボランティア推進協議会の事務局運営と活動の推進
- ・防災ボランティアに関する研修会の開催
- ・災害ボランティアセンター実務訓練の実施

6 ボランティア活動財源の確保

- ・ボランティア関係助成金の調査と活用
- ・エコマネー（地域通貨）の研究と実践

実施計画5 関係機関・団体とのネットワーク形成

門川町には様々な福祉団体やボランティア団体があり、それらが互いに協力しながら各種行事、活動を進めることにより各地域が活性化していきます。地域福祉の推進は地区単位を活動の中心としながらも、単一の地区では解決できないこともありますので、町全体に関わるネットワークの構築に取り組みます。

現状と課題

各団体の活動者が減少化・高齢化の課題を抱えており、会員の増加などを含めた活性化の取り組みが求められています。また、地域住民だけでは解決できない個別課題に対し、専門職を含めたネットワークの構築が求められています。

今後の方向性

- 地域課題の解決につながるネットワークの形成
- 個別課題解決につながる専門職によるネットワークの形成

実施事業

1 福祉団体・学校・施設等活動支援

- ・福祉団体等事務局の設置（民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、高齢者クラブ連合会、在宅介護者の会「ほのぼの会」、宮崎県共同募金会 門川町共同募金委員会）
- ・活動の活性化につながる情報の提供
- ・各種研修会の開催
- ・福祉団体等活動費の助成

2 福祉団体・施設のネットワーク形成

- ・商工団体等との連携
- ・福祉施設連絡会の開催
- ・子ども見守りネットワーク推進会議の開催
- ・防災ボランティア推進協議会の開催
- ・地域ケア会議の普及と推進
- ・地域ケア会議の研修会の実施（共催）
- ・地域ケアシステムの確立
- ・事業所（障がい者・介護保険）連絡会の開催
- ・地域福祉コーディネーター連絡会の設置
- ・地域福祉コーディネーターによる協働事業の実施

実施計画6 住民の安全を守る活動支援

児童・生徒への登下校中の声かけ事案などが多発し、門川町内においても不審者による声かけ事案が発生しております。小学生だけではなく中学生、高校生を対象とした声かけ事案が増加しており、地域ぐるみの安全を守る取り組みが必要となっています、また、交通事故の半数は高齢者というデータがあり各団体等の活動を通して高齢者の交通安全についても取り組んでいきます。

現状と課題

平成18年に子どもの事故や事件から身を守るために子ども見守りネットワーク推進会議が発足し、子どもの安全を守る活動に取り組んでいます。また、高齢者クラブ連合会等の活動として交通安全推進に取り組んでいます。

まずは、事故や事件に対する自己防衛の気持ちを個人個人が高めることが重要となります。さらに地域住民の安全を守るためには、地域住民で地域の安全を守るという意識づけがもっと必要です。

今後の方向性

- 自己防衛能力を高める活動の推進
- 地域ぐるみで住民の安全確保に取り組む活動の推進
- 関係機関の連携により人権を守る活動の推進

実施事業

1 子どもの安全を守る活動

- ・子ども見守りネットワーク推進会議の開催
- ・登下校時の見守り活動の推進
- ・夜間及び新学期の巡回パトロールの実施
- ・地域での見守り活動の推進（看板設置・地区学習会の開催）

2 虐待・消費者被害の早期発見を目的とした見守り活動の充実

- ・福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施
- ・虐待や消費者被害に関する研修会の開催【共催】
- ・虐待や消費者被害に関する情報の提供

3 地域の安全に関する活動

- ・高齢者に対する交通安全の啓発
- ・地区の安全マップづくり（バリアフリー点検）

実施計画7 相談体制の充実と権利擁護・低所得者支援

地域福祉の推進に、住民が主体となることが重要である事は先にも述べたとおりですが、生活困窮などの金銭的な問題や通帳・印鑑など個人財産に関わることなどを住民だけで支え合うのは困難です。また、虐待等の早期発見は住民の関わりがなくてはできないのですが、解決となると専門家の介入は必要となります。住民が安心して地域福祉を進めることができるように支援をしていきます。

現状と課題

介護や障がいに関する相談は年々増加しており、特に障がいの相談は精神障害が多くなってきています。また、資金貸付の相談件数が平成22年度は年間で50件程度あり、年々増加傾向にあります。金銭管理が出来ない人のための通帳印鑑を預かる日常生活自立支援事業の相談者・契約者も増加傾向にあります。さらに、弁護士等の助言を必要とする法律相談についても、年間600件程度の相談を受けており、様々な相談に対してワンストップで受け入れる相談窓口が求められています。

今後の方向性

- 低所得者支援や日常的な金銭管理等の支援
- 住民の権利擁護に対する相談支援体制の充実
- ワンストップで受け入れる相談支援体制の充実

実施事業

1 低所得者に対する資金貸付相談

- ・社協独自の資金貸付事業の実施（たすけあい金庫貸付事業）
- ・県社協からの委託事業による資金貸付事業の実施（生活福祉資金）
- ・資金貸付を通じた日常生活の支援活動の充実
- ・民生委員児童委員との連携

2 日常的な金銭管理等の支援

- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・日常生活自立支援事業に関する研修会の実施
- ・民生委員児童委員との連携

3 虐待、消費者被害の見守り活動と関係機関との連携

- ・福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施【再掲】
- ・虐待や消費者被害に関する情報の提供【再掲】
- ・虐待ネットワークとの連携

- ・虐待や消費者被害に関する研修会の開催【共催 再掲】
- ・行政との連携と提言

4 相談窓口の充実

- ・常設総合相談事業の実施
- ・無料弁護士相談の実施
- ・地域包括支援センターの相談事業の実施

実施計画 8 地区ごとの計画作成支援

地区ごとの地域福祉を推進する上で、各地区が今後どのような地域づくりをしていきたいのかをまとめていくことは重要になります。本計画ではモデル地区を指定して、地区の活動計画の作成の支援を行い、地区活動計画策定マニュアルづくりに取り組みます。

現状と課題

地域のつながりが希薄化しており、地域住民が地域に対して関心が薄くなっている現状が見受けられます。住民が自分の住む地域を自分の力でよくしていきたいと考える機会を設けることが求められています。地域の見守り体制を構築したり自主防災組織をつくる場合は専門家も含め総合的に取り組む必要があります。

今後の方向性

- モデル地区を指定した計画作成マニュアルの作成
- 地域の見守り体制の構築、自主防災組織づくりの計画的な地域づくり支援

実施事業

- 1 ブロック別 モデル地区の指定
- 2 モデル地区への職員派遣及び計画書作成
- 3 モデル地区での合同事業の実施
- 4 モデル地区活動の紹介
- 5 地区ごとの策定マニュアルの作成

基本計画 2 各種制度事業の実施とサービスの質の向上

住民主体の地域福祉を推進する上で、制度事業を必要とする住民ニーズや課題を把握し、介護保険事業や障がい者自立支援事業等の制度事業を実施することは大変重要です。さらに、公的制度では解決できないニーズや課題にいち早く気づき、インフォーマルサービス等の提案を進めていくことは社協の大きな使命でもあります。

また、サービスの質の向上を図り、町内の事業所間の連携を図ることで、町民の利益につながることも期待されます。

(基本計画 2 の構成)

実施計画 1 各種制度事業等の実施

実施計画 2 サービスの質の向上

実施計画 1 各種制度事業等の実施

介護保険制度、障がい者自立支援法の制度などの制度事業を実施し、要援護者に対する食事・入浴・排泄などの介護はもちろんのことですが、社会参加の促進、生きがづくりなどを実施していきます。

現状と課題

住民ニーズに対応していくために各種制度事業を実施していく必要があります。

今後の方向性

○住民ニーズに対応した制度事業の実施

実施事業

1 介護保険事業の推進

- ・居宅介護支援事業の実施
- ・通所介護事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・訪問入浴介護事業の実施
- ・介護予防支援事業の実施（介護予防プラン）

2 障がい者支援事業の推進

- ・障がい者相談支援事業の実施
- ・基準該当デイサービス事業の実施
- ・居宅介護、重度訪問介護等障がい者ホームヘルプ事業の実施
- ・障がい者訪問入浴介護事業の実施
- ・地域活動支援センター事業の実施

3 子育て支援事業の推進

- ・放課後児童対策事業（児童クラブ）の実施
- ・西門川児童館の実施
- ・子育てサークル等への支援事業の実施

4 食を通じた事業の推進

- ・配食サービス事業の実施
- ・ニーズに沿った配食サービスの実施
- ・栄養状態の把握（喫食調査）
- ・利用者の低栄養予防改善の取り組み（栄養士の活用）

実施計画2 サービスの質の向上

社会福祉協議会が制度事業を実施する目的の一つとして、新制度サービスについての運営などの検討をしたり、質の高いサービスを提供することにより、標準的な福祉サービスのモデルを示すなどがあります。

現状と課題

制度事業を実施する上で、他の事業所の模範となるようなサービス提供体制を示していく事業所が必要です。

3年ごとに行われる制度改正に対応していくことや個々の事業所の課題や悩みを解決できるネットワークの形成が必要となってきました。加えて、次代を担う福祉人材の育成に積極的に取り組んでいく事業所が必要とされています。

今後の方向性

- 質の高いサービスの提供
- 事業所間の連携を図りサービス質の向上に取り組む活動
- 経営の安定と地域福祉財源の確保

実施事業

1 サービスの質の向上に関する取り組み

- ・ 特定事業所加算等の指定
(居宅介護支援事業特定事業所加算の指定)
(訪問介護事業所の特定事業所加算の指定)
(通所介護事業 提供体制加算、機能訓練加算、アクティビティ加算の指定)
- ・ 障がい者ケアマネジメントの実施
- ・ 介護予防を重視した事業の展開
- ・ 自立支援に向けたサービスの提供
- ・ 利用者のニーズ調査の実施 (利用者満足度調査の実施)
- ・ 既存サービスや新しいサービス開発への提言 (インフォーマルサービスなど)
- ・ 住民ニーズに応える新しいサービスの検討と実施
- ・ 各種様式等の見直し

2 関係機関との連携

- ・ 保健・医療・福祉関係機関の連携
- ・ 地域住民及び福祉団体等との連携
- ・ 福祉人材育成に関する取り組みの充実 (実習受入など)

3 職員の資質向上と事業実施体制の充実

- ・外部研修への積極的な参加と内部研修の充実
- ・業務マニュアルの見直しと改善
- ・コストシミュレーション（改善後のコスト削減効果）の実施
- ・職員間の連携強化
- ・制度改革に対応できるサービス内容の見直し
- ・適正な職員体制の確立
- ・再雇用者による有資格者の活用

基本計画3 財源確保と人材の育成

住民ニーズに応えるためには、地域住民が社会福祉協議会の事業・活動を理解していただくことが基本ですがもっとも重要なことです。

そのためには、役職員が一体となり地域福祉の推進役になることと、住民ニーズや課題にいち早く気づき迅速に対応していくことです。

住民の具体的な地域福祉の推進への参加の方法は

- ①理事、評議員、監事などの役職を担って社協の経営、運営に参画すること
- ②社協に常設されている部会や委員会等のメンバーとなることや、小地域ネットワーク活動、各種イベントなど、社協が行う様々な事業への参加
- ③会費や寄付等を通じて、財源面から社協運営を支えるという参加

とされています。これらの活動をすることで、地域福祉活動者が増えるとともに、社協会費や寄付、共同募金活動の活性化にもつながり、住民が地域福祉の推進を財源面でも支えていくことにつながります。

(基本計画3の構成)

- 実施計画1 人材の育成と事務局体制の充実
- 実施計画2 情報公開と苦情対応の充実
- 実施計画3 地域福祉財源の確保
- 実施計画4 行政、関係機関への提言

実施計画1 人材の育成と事務局体制の充実

住民に理解される社会福祉協議会の事業・活動を展開していくためには、社会福祉協議会の役員、職員が一体となり、住民ニーズに応えることができる人材を育成していくことが重要となります。そのために、研修の充実を図るとともに、理事・監事・評議員が社会福祉協議会の事業を点検していくような体制づくりに取り組みます。

現状と課題

年次ごとかつ長期的に社協事業・活動を評価する体制づくりが求められています。そのためにも質の高い人材を計画的に育成していくことが求められています。

今後の方向性

- 役職員が一体となった社協事業の見直しと改善
- 役職員が社協事業や活動を評価する仕組づくり

実施事業

1 理事会、評議員会の充実

- ・社協理事・評議員の委嘱
- ・社協理事・評議員による部会制の実施
- ・社協理事・評議員の地域活動への参加
- ・外部研修会の参加（監事研修、役職員研修）
- ・内部研修会の充実

2 適正な人員配置

- ・適正な職員体制の検討と整備
- ・キャリアパス制度の導入
- ・職員の専門資格の取得支援
- ・障がい者雇用に関する取り組み
- ・再雇用者による有資格取得者の活用

3 研修の充実

- ・年次ごとの研修計画の作成
- ・個人ごとの長期研修計画の作成
- ・採用時研修の充実と推進
- ・外部研修会への参加促進と支援
- ・研修検討委員会の設置（若手職員の登用）
- ・内部研修会の実施と充実

4 働きやすい職場の環境づくり

- ・仕事と家庭の両立支援
- ・メンタルヘルスに関する取り組み
- ・社会保険労務士による相談体制の実施
- ・福利厚生の実質化への取り組み（互助会運営委員会の設置）

5 事務処理の合理化

- ・諸規程の整備と見直し（情報公開規程、入札規程他）
- ・パソコン・インターネットを活用した業務の推進
- ・事務処理の簡素化、様式の見直し
- ・業務マニュアルの見直しと改善

6 社協の長期事業推進計画策定への取り組み

- ・第3次門川町地域福祉活動計画の策定
- ・社協事業推進計画の評価
- ・第4次門川町地域福祉活動計画の策定

7 福祉センターの指定管理の受託

- ・福祉センターの適正な管理の充実
- ・福祉センター設備の適正な管理と点検

実施計画2 情報公開と苦情対応の充実

住民に信頼される組織は情報公開を適切に行なうとともに、苦情に対して迅速かつ誠実に対応していくことが重要となります。現在の情報公開や苦情対応の体制をさらに充実していきます。

現状と課題

社協だより広報や各種研修会等の開催などにより、社協事業・活動の紹介をしているところですが、より理解が得られるような住民へのアプローチが必要だと思われます。

また、住民の社会福祉協議会に対するニーズがきちんと把握できるシステムが必要です。

今後の方向性

- 住民に分かりやすく情報を取得できる環境づくり
- ニーズや課題を住民同士で把握していく体制づくり

実施事業

1 情報公開の充実

- ・社協だよりの発行
- ・社協だよりの編集委員会の充実
- ・事業計画書、事業報告書の作成と公開
- ・社協パンフレットの作成【再掲】
- ・ホームページの開設【再掲】

2 苦情対応への取り組みの充実

- ・苦情解決委員の設置
- ・福祉モニターの設置
- ・苦情解決委員・福祉モニターの周知
- ・苦情解決委員・福祉モニター研修の充実
- ・苦情受付責任者・担当者の配置
- ・社協事業の評価の実施（社協理事・評議員の部会制度導入）【再掲】

実施計画3 地域福祉財源の確保

社会福祉協議会は一般会費・賛助会費などの住民会員制度や一般寄付や共同募金配分金、行政からの委託費や補助金、介護保険制度等の事業収入など多様な財源構造をもっています。それらの財源構造を明確化するとともにエコマネーなどの新たな財源の検討をしていくことが重要となります。

現状と課題

昭和59年にスタートした社協会費ですが、現在、一般会費は一世帯年360円、賛助会費は一口1,000円をお願いしています。また、共同募金や香典返しなどの寄付活動にも協力をいただいています。地域福祉を推進するための財源確保については社協事業の理解を得られるよう活動していくことが重要になります。

今後の方向性

○住民に分かりやすい社協事業・活動の紹介

○社協財源構造の明確化とコストシミュレーションの実施

実施事業

1 住民の社協事業に対する理解を高める活動

- ・社協理事・評議員による部会制の実施【再掲】
- ・地区住民に対する社協事業・活動の情報提供の充実
- ・社協だよりの発行【再掲】
- ・地区福祉推進委員会への参加
- ・社協パンフレットの作成【再掲】
- ・社協理事・評議員による部会制の実施【再掲】

2 社協財源に関する検討

- ・コストシミュレーション（改善後のコスト削減効果）の実施【再掲】
- ・内部監査、外部監査（税理士等）による指導
- ・社協会員制度の実施（社協会費）
- ・一般寄付・香典返し寄付の定着
- ・共同募金運動の実施
- ・配分事業の実施
- ・街頭募金活動の充実
- ・共同募金委員会組織の見直し

実施計画4 行政、関係機関への提言

行政と社協は車の両輪とたとえられるように、公共性の高い事業所として社会福祉協議会は認識されるとともに、社会福祉法109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置付けられています。

行政も地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進していきますので、常に目標と事業内容を共有し事業を推進していきます。

現状と課題

様々な事業・活動をしている社会福祉協議会は様々な住民ニーズや課題に気づくことができるため行政と常に情報を共有していくとともに、住民ニーズや課題を迅速に伝えていく必要があります。

今後の方向性

○行政への提言と連携の強化

実施事業

1 行政への提言と連携の強化

- ・ 門川町地域福祉活動計画の策定と見直し【再掲】
- ・ 行政事業に関する検討会等への積極的な参加
- ・ 住民ニーズに関する行政への提言
- ・ 社協事業に関する見直し

門川町地域福祉活動計画および門川町地域福祉活動推進計画（社協事業推進計画）

